

大分県報

令和三年
第二六〇号
十一月十六日

（火曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に係る公示（二件）	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（四件）	三
臨時種畜検査の実施	六
解除予定保安林	六
道路の供用開始	六
急傾斜地崩壊危険区域の指定	六
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	七
落札者等の公示（四件）	九

告示

大分県告示第六百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広瀬 貞

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス春日浦店
大分市大字勢家八百四十三番四十八
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

令和三年十一月十六日

大分県報（告示）

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年六月二十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百三十九平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 八十五台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物南東側 三十六台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No.一 建物東側 五十平方メートル

荷さばき施設No.二 建物西側 五十平方メートル

合計 百平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設No.一 建物内東側 七・六四立方メートル

廃棄物等保管施設No.二 建物内西側 五・九八立方メートル

合計 十三・六二立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地南側及び南西側 三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年十月二十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアアモリ佐伯鶴岡店

佐伯市鶴岡西町一丁目二百十二番 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜 馬

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜 馬

福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地の一

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年六月三十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百七十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 八十五台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物南側 五台

駐輪場No.二 建物敷地南西側 十二台

合計 十七台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 四十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地北側 六・九四立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地南側及び北側 三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年十月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

2 縦覧期間

令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
KCA・アクロスプラザ大分駅南

2 届出者の氏名又は名称及び住所
片倉コープアグリ株式会社

代表取締役 小林 武雄

3 変更した事項
東京都千代田区九段北一丁目八番十号

変更前 株式会社マツモトキヨシ
は代表者の氏名

代表取締役 大田 貴雄

外三者 千葉県松戸市新松戸東九番地一

外三者

変更後 株式会社マツモトキヨシ

代表取締役 松本 貴志

外三者 千葉県松戸市新松戸東九番地一

4 変更の年月日

令和三年四月一日外

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

令和三年十一月十六日

大分県報（告示）

アクロスプラザ森町

大分市大字森町字橋井手通百八十一番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

J A 三井リース建物株式会社

代表取締役 工 藤 真 樹

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社チヨダ

代表取締役 杉 山 忠 雄

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号

外五者

変更後 株式会社チヨダ

代表取締役 町 野 雅 俊

東京都杉並区荻窪四丁目三十番十六号

外六者

4 変更の年月日

令和三年五月二十日外

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大分日田ショッピングセンター

日田市大字渡里字大道町五十三番五 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊 藤 光 博

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

外一者

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤 田 勝 幸

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

外一者

変更後 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊 藤 光 博

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

外一者

4 変更の年月日

令和三年四月一日外

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

HIヒロセスーパーコンボ白杵店

白杵市大字野田唐木田百七十六番地八

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市古国府四丁目七番十三号

外一者

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市大字古国府二百四十三番地九

外一者

変更後 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市古国府四丁目七番十三号

外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市大字古国府二百四十三番地九

外一者

変更後 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市古国府四丁目七番十三号

外一者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の住所

令和三年一月十六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和三年一月十六日外

二 届出年月日

令和三年十月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年三月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下

「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百四十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和三年十一月十六日

検査期日

検査場所

家畜の種類

令和三年十二月七日

宇佐市安心院町

豚

豊後大野市三重町

豚

大分県告示第六百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六番一・五三六番三から五三六番五まで・五三六番一五から五三六番一七まで(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養
 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和三年十一月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道三重野津原線

豊後大野市大野町藤北字榎田一一八二番二から
 豊後大野市大野町藤北字府手二〇一九番八まで

令三・一一・一六

県道緒方大野線

豊後大野市大野町両家字沢水八一七番二から
 豊後大野市大野町両家字沢水八四一番二まで

大分県告示第六百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。
 令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区

所

在 地

域の名

市町村

大字

字

地 番

大園C

大分市

河原内

大園

三八五二番の一部(標柱四号から二号までを順次結んだ線の北側の部分)、三八五八番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、三八六〇番から三八六二番まで、三八六三番一、三八六三番二の一部(標柱三号から一号までを順次結んだ線の北側の部分)、三八六三番三の一部(標柱三号から一号までを順次結んだ線の西側の部分)、三八六四番三、三八六六番一の一部(標柱四号と一号を結んだ線の北側の部分)、三八七三番二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、三八七八番及び三八七九番

須留木	谷ヶ迫	大分市	志村	谷ヶ迫	二一五番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、二一五番九の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分)、二一五番一〇の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一三の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一四の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一五の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一六の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一七の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一八の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一九の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二〇の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二三の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二四の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二五の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二六の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二七の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二八の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番二九の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三〇の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三三の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三四の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三五の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三六の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三七の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三八の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番三九の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四〇の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四三の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四四の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四五の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四六の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二一五番四七の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の東側の部分)、二一五番四八、二一五番四九、二一五番五〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五三の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五四の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五五の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五六の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五七の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五八の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番五九の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六三の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六四の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六五の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六六の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六七の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六八の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番六九の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番七〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番七一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番七八の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番七九の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八三の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八四の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八五の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八六の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八七の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八八の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番八九の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九三の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九四の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九五の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九六の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九七の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九八の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番九九の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二一五番一〇〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)。						
丸ノ口	須留木	木立	佐伯市	須留木	六六五九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、六六六〇番から六六六八番まで、六六七二番から六六七四番まで、六六八四番、六六八七番の一部(標柱一号						
③ 下曾木	② 下曾木	②(A)	仁久丸	古城③	指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
本耶馬	中津市	中津市	中津市	中津市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	(「別図」は、省略し、中津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

令和三年十一月十六日

大分県報(告示)

大分県告示第六百四十八号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。
 令和三年十一月十六日
 大分県知事 広瀬 貞

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

超高压水切断装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年九月十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツアイ 代表取締役 村 井 英 明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

四千六百二十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年七月三十日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

レーザー加工機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年九月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツアイ 代表取締役 村 井 英 明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

五千八百八十六万五千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年八月十日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

アルコール（ブドウ糖）製造装置

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年九月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツアイ 代表取締役 村 井 英 明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

三千六百八十五万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年八月十七日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十一月十六日

大分県報（公告）

令和三年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

教育用コンピュータ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年九月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 落札金額

二千九百四十二万八千八百二十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年八月十七日